平成２６年（フ）第１２２号
北海道小樽市稲穂４丁目12番15号、前住所北海道小樽市望洋台３丁目３番１号
債務者　伊東　裕寿
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１４４号
青森県弘前市大字駒越町50番地１
債務者　田村　禎宏
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第６０２号
仙台市太白区向山１丁目９番21号　ハイツベネボレンス203
債務者　大塚　伸哉
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号
茨城県行方市玉造甲4670番地　教職員住宅３号
債務者　地引美知子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第６７号
茨城県神栖市大野原７丁目１番11号
債務者　西村　秀次
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第７１号
茨城県神栖市土合南２丁目３番３号
債務者　柳瀬さつき（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第９８号
群馬県みどり市大間々町大間々1849番地６
債務者　薗田　　功
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３８６号
金沢市芳斉２丁目13番21号　ファーストレジデンス103号、従前の住所石川県加賀市山中温泉菅谷町ロ92番地１
債務者　伊藤　昌子
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４１９号
岐阜市北一色２丁目10番23―601号　コーポミツワ５
債務者　今井　玲子（旧姓河田）
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０５９号
名古屋市北区安井１丁目26番27号　ＣＡＳＡ安井203号、従前の住所名古屋市北区尾上町１番地の４　メリアＣ棟201号
債務者　千田　優子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６９号
滋賀県近江八幡市安土町下豊浦50番地63　２―203号
債務者　三宮ジョルジルイズこと　ＳＡＮＮＯ　ＭＩＡ　ＪＯＲＧＥ　ＬＵＩＺ
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２９６号
兵庫県伊丹市南野６丁目６番45号
債務者　岡田　義子
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５２６号
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１　野口鉄筋16―404号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田624番地の114
債務者　向　　由紀
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市千代水２丁目57番地　奥田アパート２Ｆ、旧住所鳥取県鳥取市松並町１丁目301番地
債務者　森川　重宏
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３３号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番８―35号
債務者　北尾　裕也
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番８―35号
債務者　北尾沙耶花
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鳥取地方裁判所民事部